

様式第二十一（第15条関係）（令元農水経産令1・令元農水経産令2・一部改正）

認定事業参入計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。